

別海町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 別海町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成6年度 (22年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	西春別処理区 8.90ha 上春別処理区 8.12ha 中春別処理区 14.89ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	3区(西春別処理区、上春別処理区、中春別処理区)		
処理場数	3箇所(西春別排水処理施設、上春別排水処理施設、中春別排水処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	本町は、公共下水道と集落排水を併せて8箇所の処理施設が各市街・集落ごとに広域に点在しているため、広域化及び共同化の検討は困難な状況です。最適化につきましても、現在の処理区は現状に適した設置と判断しております。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指します。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指します。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 5m ³ まで 878円 超過料金 1m ³ 増すごとに 162円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 5m ³ まで 1,404円 超過料金 1m ³ 増すごとに 162円				
その他の使用料体系の 概要・考え方	料金体系は、家庭用と業務用のみ				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,853 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,387 円
	平成26年度	3,964 円		平成26年度	3,510 円
	平成27年度	3,964 円		平成27年度	3,477 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道課は平成28年度現在14人で、業務は水道事業、下水道事業及び浄化槽事業に兼務して当たっています。職員給与費の予算措置については、水道事業会計に9人、下水道事業特別会計に4人、一般会計（浄化槽）に1人を配置している状況です。
事業運営組織	平成20年度に水道事業とともに課を上下水道課とし、双方職員の併任により実質的な組織の統合を行い人員の削減を図り現在に至っています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道等汚水処理施設運転管理業務、下水道水質等分析業務、下水処理施設等計装設備保守・点検業務、下水処理施設等遠方監視制御システム保守業務、濃縮及び脱水汚泥運搬業務、脱水汚泥処分業務、汚水処理施設沈砂池槽内清掃等業務を民間業者に委託しています。 また、電気設備保守点検業務、消防設備保守点検業務は、総務部による一括発注を行っています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	下水汚泥は、処分先において堆肥化し緑農地利用を進めておりますが、処分費が発生するため収入はありません。今後は、エネルギー利用等の検討も必要と考えます。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指します。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指します(単純な売却は除きます)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>平成28年度に策定・公表しました、平成27年度決算「経営比較分析表」を次頁に添付しております。 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。</p>

2. 経営の基本方針

<p>平成22年度に「別海町下水道中期ビジョン」を策定し、平成30年度までの下水施策のあり方については、「1 安心・安全の確保」、「2 良好な自然環境の創造」、「3 快適で活力のある暮らしの実現」、「4 開かれた事業運営」の4点を基本方針とし、経営においては次の3点を今後の方向性として進めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道事業費の削減 新技術活用による建設事業費の見直し及び維持管理の効率化 2 下水道経営のより一層の健全化 下水道使用料収入の適正化と一般会計からの繰入額及び起債償還費率の削減 3 下水道財政の透明化 公営企業会計方式の導入等の検討
--

経営比較分析表

北海道 別海町

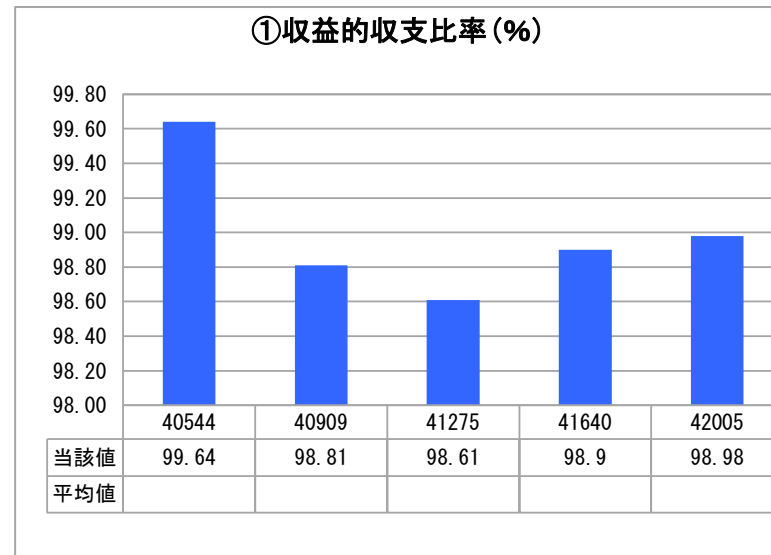
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	6.33	90.14

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
15,695	1,319.63	11.89
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
988	0.81	1,219.75

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



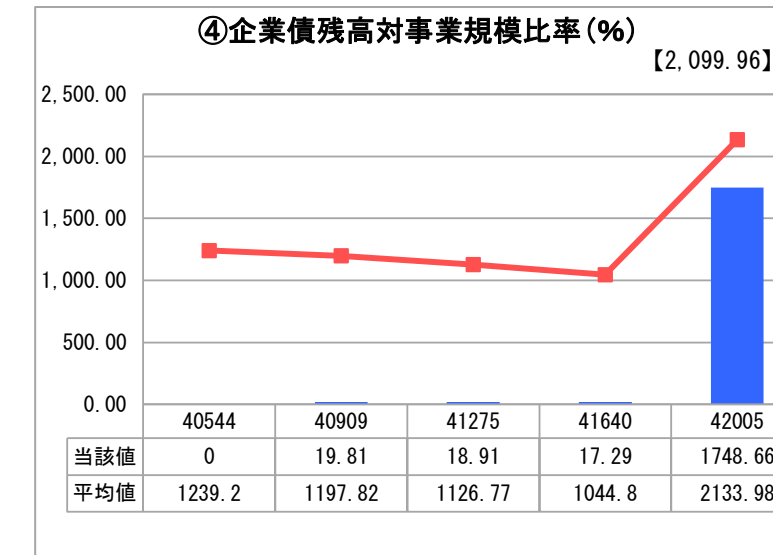
「単年度の収支」



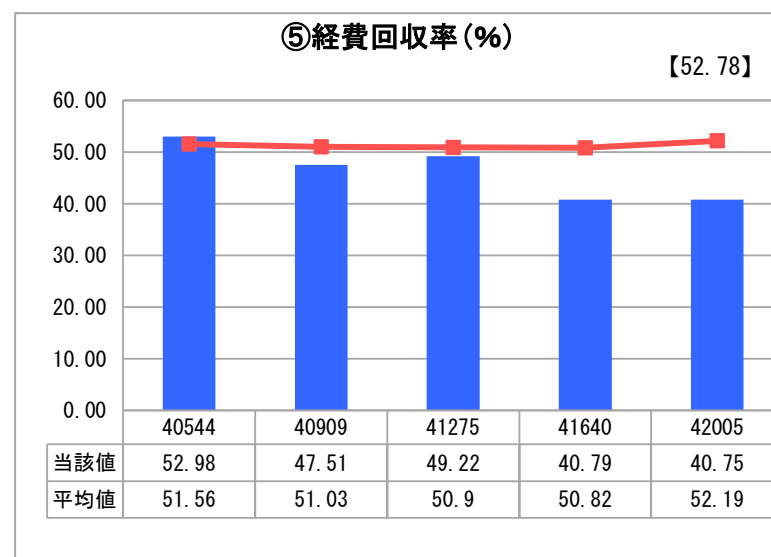
「累積欠損」



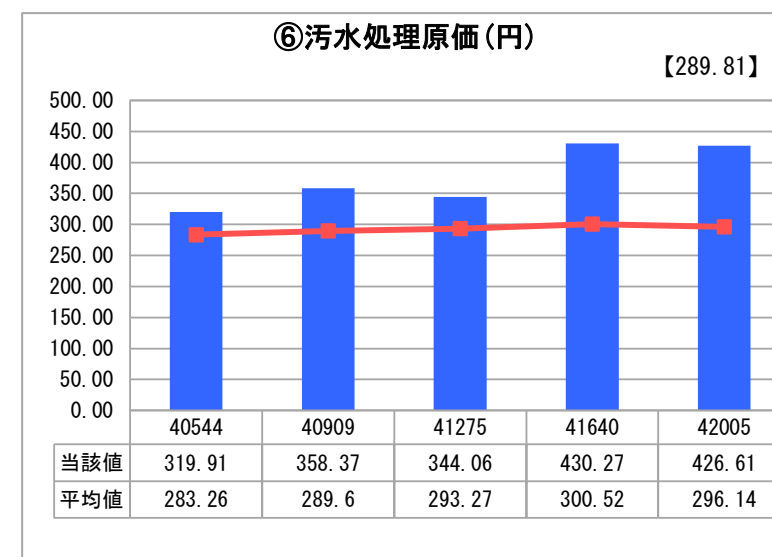
「支払能力」



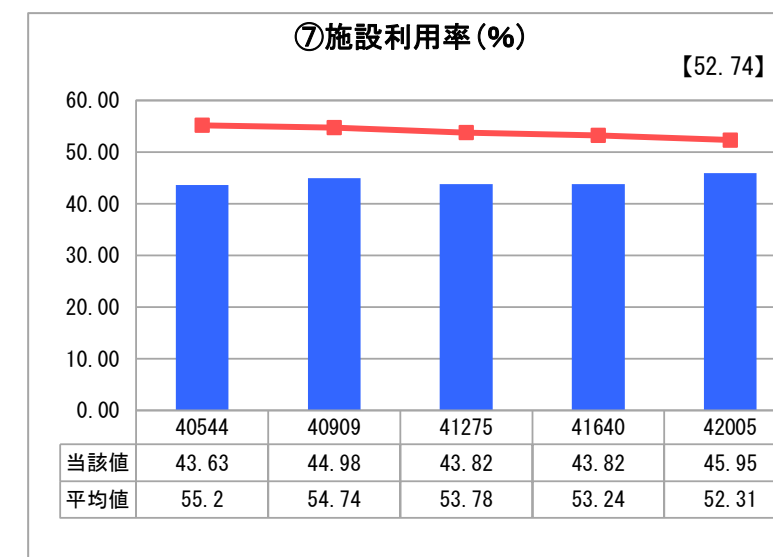
「債務残高」



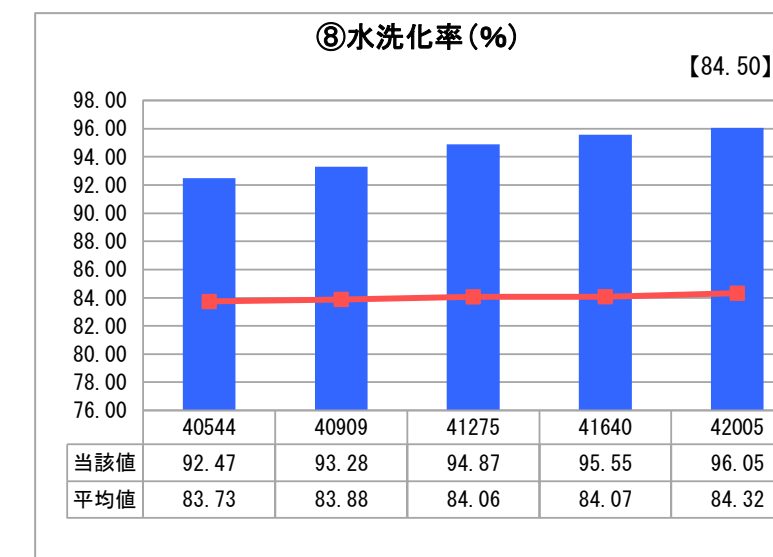
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

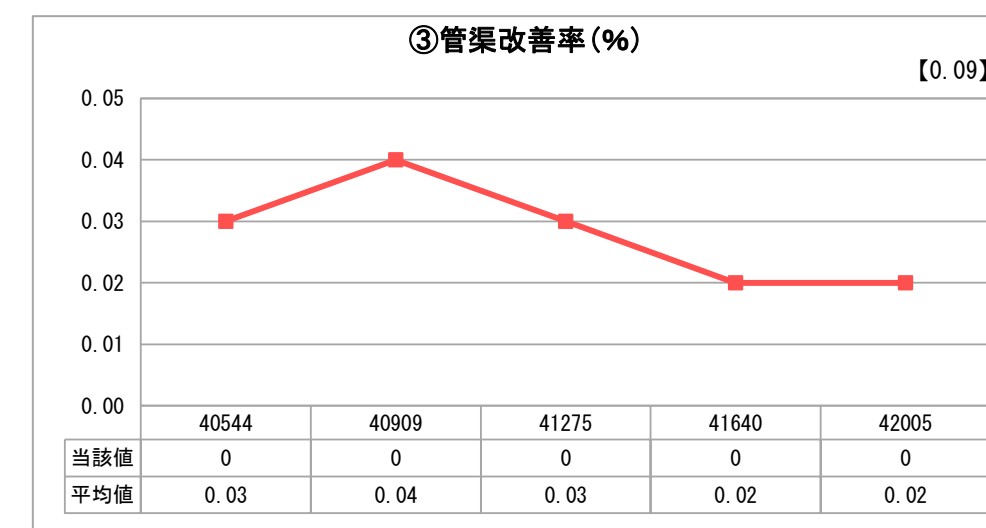
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ① 100%に近い数値で推移している。
- ④ 類似団体と比較して低い数値で推移している。
- ⑤ 類似団体と比較して低い数値となっており、使用料以外の収入に依存している割合が高いといえる。
- ⑥ 類似団体と比較して高い数値で推移している。
- ⑦ 類似団体と比較して低い数値で推移している。
- ⑧ 100%に近い数値で推移しており、類似団体と比較しても高い数値となっている。

以上のことから、平成27年度までは類似団体に近い経営ができているといえる。また、農業集落排水処理区域内人口が少なく有収水量も少ないため、汚水処理原価が高い傾向にあるといえる。

2. 老朽化の状況について

- ③ 類似団体平均を下回っている。

農業集落排水の管渠については、法定耐用年数が経過するまで期間があるため、計画的な更新が必要な時期は未定である。

全体総括

農業集落排水は類似団体に近い経営ができているといえる。
収益的収支比率は少しずつ高くなってきているが、経費回収率は類似団体より低く、使用料以外の収入に依存している部分が多いため、収率率の向上に向けた取り組みが必要である。
また、汚水処理原価が高いことから、より健全・効率的な経営のために汚水処理費の削減に努めることが必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

3. 投資・財政計画

(1) 投資・財政計画(収支計画)

農業集落排水事業

(単位:千円, %)

区 分		年 度	27年度 (決算)	28年度 決算見込	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的 収入	1 総 収 益 (A)		67,635	69,822	72,129	72,100	72,326	72,748	73,548	75,248	73,648	66,146	68,246	64,646
	(1) 営 業 収 益 (B)		13,728	13,953	13,929	13,700	13,726	13,648	13,648	13,648	13,648	13,546	13,546	13,546
	ア 料 金 収 入		13,728	13,953	13,929	13,700	13,726	13,648	13,648	13,648	13,648	13,546	13,546	13,546
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他													
	(2) 営 業 外 収 益		53,907	55,869	58,200	58,400	58,600	59,100	59,900	61,600	60,000	52,600	54,700	51,100
	ア 他 会 計 繰 入 金		53,907	55,869	58,200	58,400	58,600	59,100	59,900	61,600	60,000	52,600	54,700	51,100
	イ そ の 他													
	2 総 費 用 (D)		43,510	44,929	45,332	44,365	43,668	42,965	41,930	40,883	39,832	39,008	38,532	38,259
	(1) 営 業 費 用		33,580	35,904	37,244	37,244	37,542	37,841	37,841	37,841	37,841	37,841	37,841	37,841
ア 職 員 給 与 費		4,692	4,825	4,988	4,988	4,988	4,988	4,988	4,988	4,988	4,988	4,988	4,988	
ウ ち 退 職 手 当														
イ そ の 他		28,888	31,079	32,256	32,256	32,554	32,853	32,853	32,853	32,853	32,853	32,853	32,853	
(2) 営 業 外 費 用		9,930	9,025	8,088	7,121	6,126	5,124	4,089	3,042	1,991	1,167	691	418	
ア 支 払 利 息		9,930	9,025	8,088	7,121	6,126	5,124	4,089	3,042	1,991	1,167	691	418	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		24,125	24,893	26,797	27,735	28,658	29,783	31,618	34,365	33,816	27,138	29,714	26,387	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)		9,700	8,878	21,409	40,560	99,806	114,016	165,985	129,949	51,977	52,119	32,045	2,072
	(1) 地 方 債 償 還 金		1,800	3,400	10,000	19,000	49,700	56,000	82,000	64,000	25,000	25,000	15,000	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2) 他 会 計 補 助 金		856	2,084	1,420	2,649	3,381	2,039	2,039	2,039	2,039	2,141	2,141	2,072
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		1,901	3,394	9,989	18,911	46,725	55,977	81,946	63,910	24,938	24,978	14,904	
	(6) 工 事 負 担 金		4,698											
	(7) そ の 他		445											
	2 資 本 的 支 出 (G)		33,825	33,771	48,206	68,295	128,464	143,799	197,603	164,314	85,793	79,257	61,759	28,459
(1) 建 設 改 良 費		9,004	7,945	21,420	40,420	99,500	113,500	165,500	129,500	51,500	51,500	31,500	1,500	
ウ ち 職 員 給 与 費														
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		24,821	25,826	26,786	27,875	28,964	30,299	32,103	34,814	34,293	27,757	30,259	26,959	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 24,125	△ 24,893	△ 26,797	△ 27,735	△ 28,658	△ 29,783	△ 31,618	△ 34,365	△ 33,816	△ 27,138	△ 29,714	△ 26,387	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)														
積 立 金 (K)														
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)														
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)														
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)														
実 質 収 支 黒 字 (P)														
(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		13,728	13,953	13,929	13,700	13,726	13,648	13,648	13,648	13,648	13,546	13,546	13,546	
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 不 足 額 (T)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 事 業 の 規 模 (V)														
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)														

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度	前年度 (決算)	28年度 決算見込	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的 収支分	うち 基準内繰入金		53,907	55,869	58,200	58,400	58,600	59,100	59,900	61,600	60,000	52,600	54,700	57,100
	うち 基準外繰入金		34,225	39,145	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	35,000	35,000	30,000	34,000	34,000
	合計		19,682	16,724	24,200	24,400	24,600	25,100	25,900	26,600	25,000	22,600	20,700	23,100
資本的 収支分	うち 基準内繰入金		856	2,084	1,420	2,649	3,381	2,039	2,039	2,039	2,039	2,141	2,141	2,072
	うち 基準外繰入金		251	1,560	273	515	629	851	864	879				
	合計		605	524	1,147	2,134	2,752	1,188	1,175	1,160	2,039	2,141	2,141	2,072
合 計		54,763	57,953	59,620	61,049	61,981	61,139	61,939	63,639	62,039	54,741	56,841	59,172	

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- 管渠、処理場等の建設、更新に関する事項
管渠に関しては、実耐用年数を経過しないため、当面は更新工事計画はありませんが、耐震調査等の実施により強靱化に努めます。処理場等の更新工事は次のとおり想定しています。
西春別排水処理施設：本年度工法検討を行っている機能強化対策工事を平成34年度まで実施
上春別排水処理施設：本年度工法検討を行っている機能強化対策工事を平成34年度まで実施
中春別排水処理施設：平成30年度から平成31年度にかけて機能調査診断を行い平成37年度まで機能強化対策工事
- 投資の目標に関する事項
現時点では、上記更新計画のとおり平成37年度まで各処理施設の更新工事を想定しています。
- 防災・安全対策に関する事項
各処理施設の改修を計画的に進めています。

② 収支計画のうち財源についての説明

- 財源の目標に関する事項
平成37年度まで計画している更新工事には、農業農村整備事業補助金及び企業債収入を想定しています。
- 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
水洗化普及率は高水準で維持しているため、水洗化の普及による増収は見込めません。
人口の減少比率に比べ料金収入の減収は緩やかですが、現状の料金設定での増収は困難と言えます。検討材料として①核家族化による世帯の増加が見られること②企業債の償還額が減少していくこと。③消費税率の引上げがあること④公営企業会計の導入による経営状況の把握等が上げられます。
- 企業債に関する事項
現在の償還額の大半を占める下水道の共用開始当初の借入については、平成43年度までに概ね償還されますが、今後行う各処理施設の更新工事により新たな借入が発生するため、現状並みの償還を予定しています。
- 繰入金に関する事項
資本費の人件費等単独事業については、基準外繰入で算定し、元利償還に充てる繰入分については基準内で算定しました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 職員給与費に関する事項
水道事業との併任体制をとっており、最低限の人数を配置し今後も継続の方針です。農業集落排水事業に充てる人件費1名分の算定額は現在の従事職員を参考としています。人事異動による予測は困難であるため、従事年数からも適当と考えます。
- 動力費、薬品費、修繕費、委託費に関する事項
使用人口の減少に比して各経費の減少が一致しないため、直近実績（平成28年度）で算定しています。
- その他
平成31年10月に予定されている消費税の増税に伴う費用増について、消費税見合い分を加算し算定しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	他の事業も含めて処理場の統廃合等は、広域である本町においては、困難な状況です。処理区域の見直しを必要とするほど現在の区域は現状と乖離していないことから、検討の余地がありません。
投資の平準化に関する事項	平成38年度までは、処理場の更新工事を中心となりますが、他の事業と調整し計画的に進めています。処理場の更新工事完了後は、管渠等の更新工事を他の事業と調整し計画的に行う予定です。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道事業特別会計全体では、企業債の償還額がこの先10年後には現在の半分程度になる計算です。また、一部供用開始となる区域もあることから、公営企業会計の導入も視野に入れて経営状態の精査、検証を進めます。
資産活用による収入増加の取組について	該当する資産はありません。
その他の取組	建設改良に当たっては、特定環境保全公共下水道で行っているも日本下水道事業団との委託協定など人員と労力を押さえた効率的な手法を継続・検討していきます。また、国の補助事業や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理施設が広域に点在する地域的な条件から受託事業者の確保は困難ですが、情報収集に努め有効策を探ります。
職員給与費に関する事項	水道事業との併任により、効率的な予算措置を継続していますが、人員に余裕がなくなると、経営改善に費やす力も乏しくなり得ることから、事業の長期的な継続性を保つには適正人員の検討が必要と考えます。
動力費に関する事項	老朽化した施設の更新により、エネルギー効率の改善を期待しています。
薬品費に関する事項	特定環境保全公共下水道事業及び漁業集落排水事業と一括調達により、購入費の削減に努めています。
修繕費に関する事項	各下水道施設の更新工事を進めているため、解消を見込んでいます。
委託費に関する事項	安全と責任を踏まえ、可能な限りの業務委託を活用しているため、現状が最善と思われませんが、事業の効率化に繋がる業務の発注も検討が必要です。
その他の取組	該当する取組はありません。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>毎年度の進捗管理（モニタリング）と3年ごとに見直しを行い、投資・財政計画と実績の乖離の検証と将来予測方法及び収支ギャップの解消に向けた取組等について検討します。 また、平成31年度より第7次別海町総合計画により事業が具体化した時点で修正を行います。</p>
----------------------------	---